

英国における問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協  時計協	(1)	輸出入許可取得の煩雑さ	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続) ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。  ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約
16 雇用	日機輪	(1)	VISAの取得・延長の困難	・国際企業にとって、要員の迅速な派遣は、事業の円滑・効率的経営に不可欠であるが、企業内派遣者およびその家族に関する労働滞在許可証取得に時間と手間がかかっている。 UKにおいては、労働許可取得時の申請料の増額が予定されており、安定した人材の派遣が難しくなっている。 (内容、要望ともに追加) ・VISA(Tier-2 ICT)延長できる期間が最大5年、年収15万ポンド以上(現状、春以降は若干引き下げられる予定)で最長9年であるが、年収基準を撤廃願いたい。ポジションや職種によっては5年以上の長い滞在が必要なケースも考えられるため、そもそも企業内転勤で滞在し身元保証されている駐在員に対して期間制限を設けるのは両国にとって理にかなわない。 ・現在のTier-2 ICTは、その滞在期間が2011年より基本的に最長5年となっており、給与による緩和条項はあるものの、要求レベルが高く、製造で要求されるマネージャー、エンジニアレベルでは意味がないものとなっており、英国での経験を有効に活用できていない。	・労働滞在許可証取得の簡素化、迅速化、安定化を要望する。  ・年収制限の撤廃。 ・延長基準の緩和。  ・最長滞在可能時間の延長。	・英国移民法  ・入国管理法 ・英国移民法  ・Tier2 VISA
	日機輪	(2)	VISA取得手続の煩雑	・入国手続(書類審査、Entry Clearance発行等)はフィリピンにて実施されているが、書類の郵送に時間が取られる上、審査所要期間がまちまちであり、駐在員の赴任日設定に支障が生じている。	・東京での書類審査手続の実施。 ・必要書類、内容の明確化。	・入国管理法
	日機輪	(3)	頻繁なイミグレーション制度変更	・頻繁なイミグレーション制度変更により、VISA取得や維持するための制度理解に相当な労力と時間を要する。	・現制度の一定期間の継続。	・入国管理法 ・英国移民法
	日機輪 自動部品	(4)	査証の取得時に要求される書類の厳格さ	・就労ビザ申請時に戸籍謄本の翻訳と翻訳証明書を要求される。これらの書類については、申請日から1ヶ月以内のものを求められたが、時間的制約が厳しく大変だった。ビザ取得の条件や取得にかかる手間が年々増しており、2017年4月から費用も大幅に上昇する見込みである。 (変更)	・就労ビザ取得を容易にして欲しい。	・査証制度の運用
	自動部品	(5)	最低賃金引上げ(賃金レベル高騰)	・物価レベル、Living Wageを考慮し、設定される最低賃金は、EU他国との比較で非常に高いレベルにあり、人に頼る工程が多い製造では、競争力が保たず、大陸側のビジネス確保が非常に困難になってきており、経営を圧迫している。	・物価抑制経済政策。	・最低賃金法
	自動部品	(6)	技術者の不足	・技術者の絶対数が需要に比べ少ない。製造の現地移管を図るに当たり、現地人技術者の絶対数が不足大手の企業、賃金の高い企業からの引き抜きが頻繁に発生、安定したオペレーションの運営を困難としている。	・技術者の養成/育成と企業へのサポートの強化(特に教育・訓練)。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	不明確な第一国出願義務の法令規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。</li> <li>(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。</li> <li>・また多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。</li> </ul>	
	日機輸	(2)	優先権証明書提出の負担が大きい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先権証明書提出の負担が大きい。現在はデジタルアクセスコードを英国特許庁に提出することで優先権証明書の提出は不要だが、PDXの制度の導入は引き続き希望したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JPOとUSPTO間で行っているPDXの制度を導入することを希望する。</li> </ul>	英国特許規則8
26 その他	自動部品	(1)	EU離脱問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英国のEU離脱に当たり、特にEUとの間での関税の設置、EU移民に対する方向性が見定められず、中期的な経営戦略が、全く立てられない状況となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の公開。</li> </ul>	
	電線工			<ul style="list-style-type: none"> <li>・英国のEU離脱問題。見通しが立たず、英国拠点の全部または一部機能の大陸移転内容・時期が定まらない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英国とEU、英国と日本他との貿易に関するルール等の早期決定。</li> </ul>	
	日機輸 自動部品			<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆるブレグジットについて将来の動向が予見できず不安。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州における日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いようにして欲しい。</li> </ul>	